

墨田区国民保護計画の変更概要

1 変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更に伴い、令和7年6月に「東京都国民保護計画」が変更されたことを受けて、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)」による、墨田区国民保護協議会の諮問・答申及び東京都との協議を経て「墨田区国民保護計画」を変更する。

墨田区国民保護計画とは

国民保護法に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等(緊急対処事態)の発生に際して、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、区が実施する国民保護措置等について定めた計画

2 変更内容

(1) 「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴う変更点

- ・全国瞬時警報システム(J - ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めることを明記した。
- ・東京都が実施する避難施設の指定に際し、区が提供する情報として施設の収容人数、地下収容の可否等を明記した。
- ・訓練の計画に当たり、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実践的な訓練となるように留意する旨を記載した。

(2) その他の変更点

- ・東京オリンピック関連記載の削除
- ・デマ情報への注意喚起についての記載
- ・対象とする武力攻撃事態の順序の変更
- ・その他時点変更等

3 今後の予定

国民保護法第35条第8項において準用する同条第6項の規定により、区議会への報告後、公表する。